

2 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	○			家庭防災員研修受講者の募集(推薦又は応募)のご依頼について	3
1(3)	○	○			令和6年度港南区連合町内会長連絡協議会・港南区協働による地域づくり推進協議会 合同意見交換会の開催報告について	4
2(1)	○				令和7年国勢調査 調査員の推薦について【市連】	5
2(2)	○	○			「令和7年度港南ひまわりプラン応援補助金」申込み受付について	6
2(3)	○	○			令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【市連】	7
3(1)	○	○			民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【市連】	8
3(2)	○	○			第5期港南ひまわりプラン(「区計画」・「地区別計画」)について	9
3(3)	○	○			GREEN×EXPO 2027開催2年前シンポジウムの実施について【市連】	10
3(4)	○	○			令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【市連】	11
3(5)	○	○			自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配布について【市連】	12
3(7)	○				令和7年度からの港南区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について	14
3(8)	○				「地域子育て支援拠点サテライト」の整備について	15
3(9)	○	○			こなちゃん通信第4号について	16

1 刑法犯認知件数（特殊詐欺以外）【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやすい 犯罪等	住宅に対する侵入犯罪			乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き	ひったくり	自動車	オートバイ	自転車
県内	3,643	87	79	12	2	69	179	863
港南署	71	0	1	0	0	4	12	10
昨年同 期比	68	1	0	0	0	0	6	9
増減	+3	-1	+1	0	0	+4	+6	+1

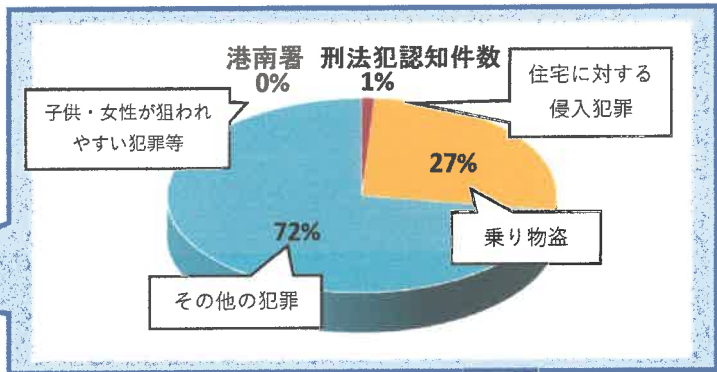
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的姿態撮影罪の総称です。
※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」と表の合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)	
令和7年1月末現在	前年との増減
磯子署	62 +21
南署	65 ±0
戸塚署	93 +46
栄署	21 -4



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」

これが発生傾向だよ！



▲「シジュウカラ部長」

2 特殊詐欺認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】

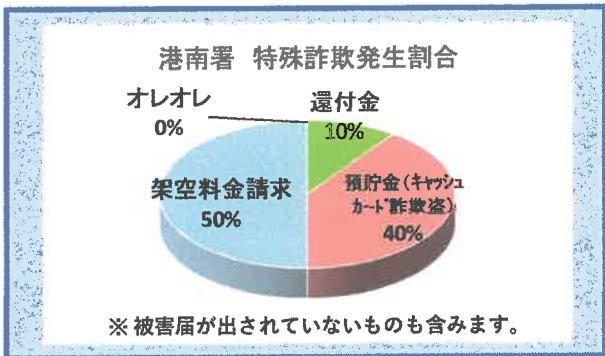
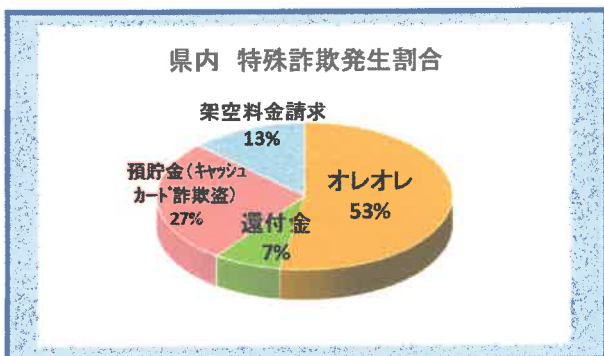
	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	135	600,000,000	70	540,000,000	10	15,000,000	36	16,000,000	17	26,000,000
港南署	1	9,500,000	0	0	0	0	1	9,500,000	0	0
昨年同 期比	1	1,000,000								
増減	±0	+8,500,000								

※ 預貯金、キャッシュカード詐欺盗は、キャッシュカードをだまし取る手口なので、出金等が確認されない場合被害額は0になります
※ 県内の合計件数には、その他の特殊詐欺(融資保証詐欺など)が含まれます
※ この表は、被害届を受理したもののみ反映しています

3 “港南区内、特殊詐欺発生件数(被害届が出されていないものも含む)【手集計】

特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
11	29,000,000	0	0	1	4,000,000	5	18,000,000	5	7,000,000

※ この表には、被害届が出されていないものも含まれます



※ 被害届が出されていないものも含まれます。

犯罪発生状況一覧表～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和7年1月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶悪犯(強制性交等)				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯			小計	知能犯			小計	風俗犯			小計	その他			小計	合計
	殺人	強盗	放火	(強制性交等)		暴行	傷害	脅迫	恐喝		侵入盗	乗り物盗	非侵入盗		詐欺	その他	わいせつ(強制)		公然	その他	器物損壊等		その他				
1月					0	5	2			7	5	26	24	55	1		1			0	6	2	8	71			
2月					0					0				0			0			0				0			
3月					0					0				0			0			0				0			
4月					0					0				0			0			0				0			
5月					0					0				0			0			0				0			
6月					0					0				0			0			0				0			
7月					0					0				0			0			0				0			
8月					0					0				0			0			0				0			
9月					0					0				0			0			0				0			
10月					0					0				0			0			0				0			
11月					0					0				0			0			0				0			
12月					0					0				0			0			0				0			
合計	0	0	0	0	0	5	2	0	0	7	5	26	24	55	1	0	1	0	0	0	6	2	8	71			

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗					小計	乗物盗				小計	非侵入窃盗							小計	合計	特殊詐欺		
	空き巣	忍込み	居室空き	事務所荒し	その他		自動車	オートバイ	自転車	その他		ひったくり	置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他					
1月	1				2	2	5	4	12	10	26			1	1		4	1	10	7	24	55	1
2月						0					0										0	0	
3月						0					0										0	0	
4月						0					0										0	0	
5月						0					0										0	0	
6月						0					0										0	0	
7月						0					0										0	0	
8月						0					0										0	0	
9月						0					0										0	0	
10月						0					0										0	0	
11月						0					0										0	0	
12月						0					0										0	0	
合計	1	0	0		2	2	5	4	12	10	26	0	1	1		4	1	10	7	24	55	1	

犯罪発生状況一覧表～港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和7年1月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶悪犯				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯			小計	知能犯			小計	風俗犯			小計	その他			小計	合計
	殺	強	放	不 同 意 性 交		暴	傷	脅	恐		侵	乗	非		詐	そ の 他	わいせつ		そ の 他	器 物 損 壊 等	そ の 他						
	人	盗	火	計		行	害	迫	喝		入	り 物 盗	入 盗		欺	計	不 同 意		公 然	計	計						
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	1			1		8	9	17			0			0	4	1	5	23				
笹下					0				0		2		2			0			0			0	2				
日野					0				0		2	3	5			0			0			0	5				
芹が谷					0	1	1		2		4	4	8			0			0			0	10				
南高校前					0		1		1		1		1			0			0			0	2				
野庭					0				0	1	1		2			0			0	1		1	3				
港南台駅前					0	1			1		7	6	13			0			0	1		1	15				
上永谷駅前					0	1			1	1	3	1	5	1	1	0			0			0	7				
日限山					0	1			1	1		1	2			0			0			0	3				
港南台南					0				0				0			0			0			0	0				
その他					0				0				0			0			0		1	1	1				
合計	0	0	0	0	0	5	2	0	0	7	5	26	24	55	1	0	1	0	0	0	6	2	8	71			

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					小計	乗物盗			小計	非侵入盗							小計	合計	特殊詐欺
	空	忍	居	金	そ		自	オ	自		職	私	非	侵	入	万	そ			
	巣	込	空	庫	他		動	ト	権	出	置	部	色	引	の					
上大岡駅前					0	1	4	3	8				1		3	5	9	17		
笹下	1				1	2			0								0	2		
日野					0	2			2			1	1		1		3	5		
芹が谷					0		3	1	4				1		2	1	4	8		
南高校前					0	1			1								0	1		
野庭					1	1		1	1								0	2		
港南台駅前					0		2	5	7						3	3	6	13		
上永谷駅前					1	1	3		3						1		1	5	1	
日限山					1	1			0				1				1	2		
港南台南					0				0								0	0		
その他					0				0								0	0		
合計	1	0	0	0	4	5	4	12	10	26	0	0	1	4	0	10	9	55	1	



～ 特殊詐欺等被害の発生状況 ～

港南警察署が認知した特殊詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺の被害の発生状況をお知らせします。(令和7年1月末現在、手集計)

- ◆ 特殊詐欺発生件数は **11 件**
 - ◇ 被害額は 約 **2,900 万円**
- ◆ 投資詐欺発生件数は **1 件**
 - ◇ 被害額は 約 **180 万円**
- ◆ ロマンス詐欺発生件数は **2 件**
 - ◇ 被害額は 約 **160 万円**



急増中

港南区区内におけるSNS型投資・ロマンス詐欺

令和6年 港南区
SNS型投資・ロマンス詐欺被害発生状況
(被害届が出されていないものを含む)

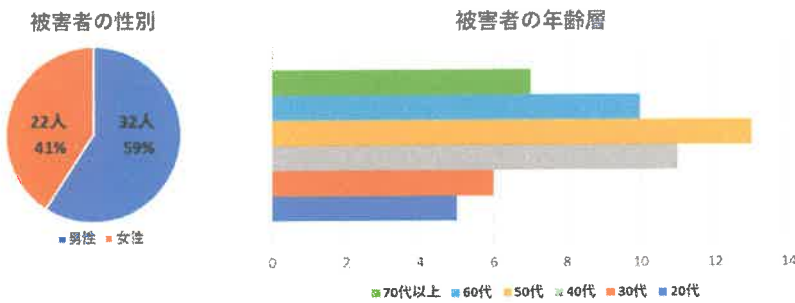
	発生件数 (約)	被害額 (約)
投資詐欺	54件	3.2億円
ロマンス詐欺	33件	1.8億円

被害者の年齢層は
50代が一番多い！
犯人は各SNSで
接触をしてきた後、
LINEに誘導する
ケースが多いぞ！

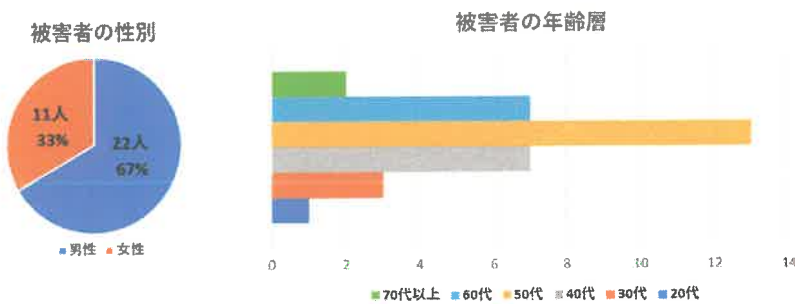


▲「シジュウカラ部長」

～ 投資詐欺分析 ～ (令和6年中、手集計)



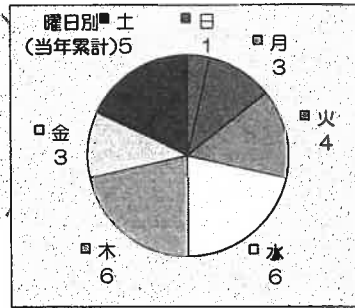
～ ロマンス詐欺分析 ～ (令和6年中、手集計)



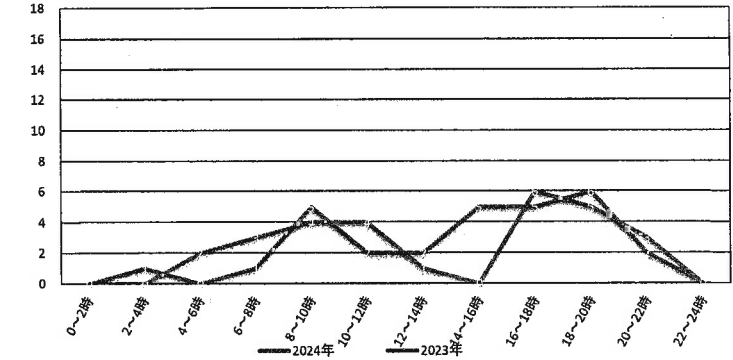
港南警察署交通事故発生状況

2025年2月1日
現在（概数）

神奈川県内		件数	死者	負傷者
1月中		1,696	18	1,933
	前年比	+8	+11	-38
年累計		1,696	18	1,933
	前年比	8	11	-38



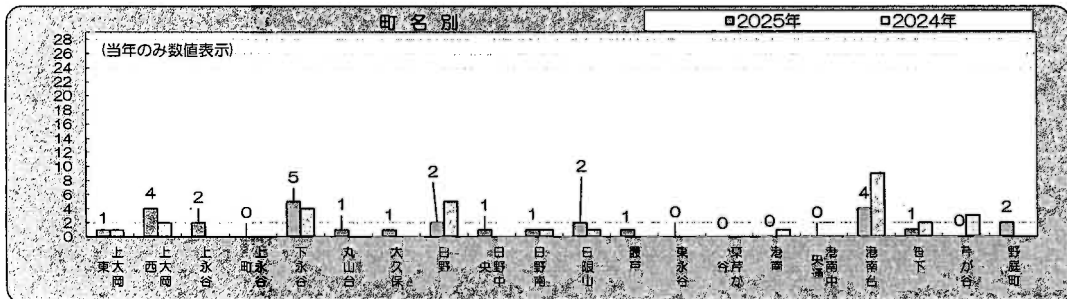
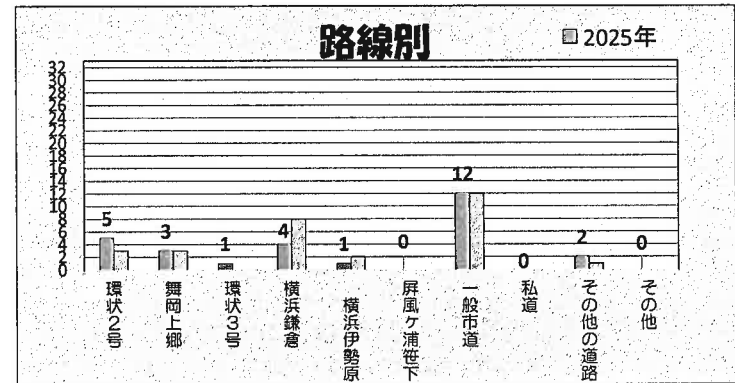
時間帯別（2時間刻み）



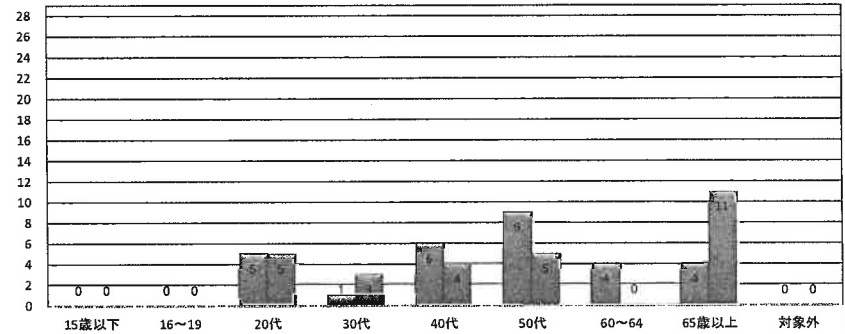
港南区		件数	死者	負傷者
1月中		28	0	32
	前年比	-1	±0	-2
年累計		28	0	32
	前年比	-1	0	-2

関係事故	二輪車関係		自転車関係		高齢者関係		子ども関係	
	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
1月中	7		3		15		1	
	前年比	-4	±0	+5			+1	
	構成率	29.2%	12.5%	62.5%	4.2%			
年累計	7		3		15		1	
	前年比	-4	±0	+5			+1	
	構成率	29.2%	12.5%	62.5%	4.2%			

状態別	人対車両				車両相互						車両単独	合計	
	横断		その他	計	正面衝突	追突	出会い頭	右左折	その他	計			
	歩道上	歩道外											
1月中	5	0	0	5	1	8	5	3	6	23	0	28	
	前年比	+1	-1	-3	-3	+1	±0	+4	-3	+1	+3	±0	±0
	構成率	17.9%	0.0%	0.0%	17.9%	3.6%	28.6%	17.9%	10.7%	21.4%	82.1%	0.0%	100%
年累計	5	0	0	5	1	8	5	3	6	23	0	28	
	前年比	+1	-1	-3	-3	+1	±0	+4	-3	+1	+3	±0	±0
	構成率	17.9%	0.0%	0.0%	17.9%	3.6%	28.6%	17.9%	10.7%	21.4%	82.1%	0.0%	100%



年齢層別（年累計）



令和7年1月 火災・救急の概況

(速報値)

		港南区			横浜市			
		令和7年	令和6年	増減	令和7年	令和6年	増減	
火災	火災件数	4	4	-	88	55	33	
	種別	建物火災	3	3	-	57	35	22
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	-	-	-	7	4	3
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	1	-	24	16	8
	損害程度	焼損床面積(m ²)	102	-	102	1,084	818	266
		死者(人)	-	-	-	3	4	-1
		負傷者(人)	2	1	1	16	9	7
	主な原因	たばこ	1	1	-	23	12	11
ストーブ		1	1	-	3	7	-4	
放火(疑い含む)		1	-	1	11	7	4	

火災以外	その他災害	94	120	-26	1,860	1,783	77
------	-------	----	-----	-----	-------	-------	----

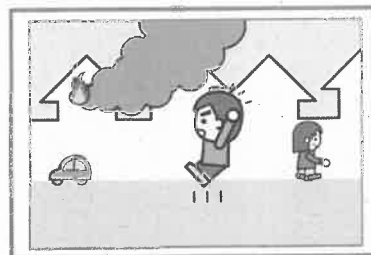
救急	救急件数	1,392	1,451	-59	23,121	23,192	-71	
	種別	急病	962	1,077	-115	16,693	16,912	-219
		交通事故	38	28	10	667	681	-14
		一般負傷	258	227	31	3,998	4,046	-48
		その他	134	119	15	1,763	1,553	210
	出場形態	消防車+救急車の連携した件数	68	89	-21	1,357	1,296	61
		ミニ消防車+救急車の連携した件数	53	36	17	1,100	714	386

令和7年 春の火災予防運動 (3月1日~3月7日)

春は空気が乾燥し、風が強い日が多いことから、火災が発生しやすくなる季節です。火災の発生を防ぐポイントを再確認しましょう。

<火災予防のポイント>

- ・ごみは指定された日時・場所に出す。
- ・寝たばこは絶対にしない。
- ・こんろを使用中はその場を離れない。衣類に火がつかないように注意し、燃えやすい物を近くに置かない。



自治会長・町内会長

港南消防署長 山口 治彦

令和7年度「港南区家庭防災員研修」受講者の募集について（御案内）

春寒の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度につきましても、「自らの家庭、地域は自らの手で」をスローガンに、家庭防災員研修を通じて「自助」、「共助」の重要性について、理解を深めていただくため、家庭防災員研修を実施します。

つきましては、「家庭防災員研修」受講者の募集にあたりまして、貴自治会町内会から御推薦いただきますよう御案内申し上げます。

1 受講対象者

満15歳以上で区内在住の方

2 推薦要領

別紙「令和7年度家庭防災員研修受講者推薦用紙」に必要事項を記入し、御返送ください。

3 研修の御案内について

御推薦いただいた方へ、直接研修案内を郵送いたします。

4 添付書類

- (1) 令和7年度家庭防災員研修受講者推薦用紙
- (2) 令和7年度港南区家庭防災員研修会日程の御案内
- (3) 令和7年度家庭防災員研修受講者募集

5 その他

- (1) 御返信は、5月23日（金）までをお願いいたします。
- (2) 募集にあたり、必ず御推薦いただくものではありません。貴自治会町内会の事情に合わせて御推薦ください。
なお、連絡員につきましても、必ず選出いただくものではありませんので、申し添えいたします。

<お問い合わせ先>

港南消防署総務・予防課 予防担当 深澤・長谷川・伊藤

Tel 045-844-0119

令和7年度 家庭防災員研修受講者推薦用紙

年 月 日

港南消防署長

ふりがな
会長名 _____

住 所 _____

電 話 _____

連合名	自治会町内会名
-----	---------

(1) 受講希望者

ふりがな 氏 名	住 所	電 話 番 号	推薦年度
1 _____	〒 _____	_____	_____
2 _____	〒 _____	_____	_____
3 _____	〒 _____	_____	_____
4 _____	〒 _____	_____	_____
5 _____	〒 _____	_____	_____

(2) 連絡員

連絡員とは、家庭防災員関連の連絡調整を消防署からお願いする方です。

ふりがな 連絡員氏名	住 所 ・ 電 話 番 号	推 薦 年 度
_____	_____	昭和 平成 令和 _____年度

◎お願い事項

- ・ 氏名は楷書でふりがなを付け、住所はマンション・アパートの棟室番号等の記入もお願いいたします。
- ・ 推薦用紙の提出期限は、**令和7年5月23日(金)**までお願いいたします。
- ・ 役員改選等で提出期日に間に合わない場合は、担当者まで御相談ください。

※ 上記個人情報、家庭防災員に関する事務以外の目的には使用いたしません。

【担当】 港南消防署総務・予防課予防係
深澤・長谷川・伊藤
電話 844-0119 (平日9:00~17:00)

令和7年度 港南区家庭防災員研修会日程の御案内

	研修区分	日時（開催時間）	集合場所・実施場所
1	<p>防火・風水害・地震研修</p> <p>（横浜市民防災センターでの体験ツアー・講話となります）</p>	<p>①令和7年7月11日（金） （9:30～12:00）※1 -午前の部-</p> <p>-----</p> <p>②令和7年7月11日（金） （13:30～16:00）※1 -午後の部-</p> <p>-----</p> <p>③令和7年7月12日（土） （9:30～12:00）※1 -午前の部-</p>	<p>港南消防署に集合</p> <p>※1 借上げバスで横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）へ移動します。集合は、<u>港南消防署ガレージ前に午前の部は8:30、午後の部は12:30となりますので、ご注意ください。</u></p>
2	<p>災害図上訓練研修（DIG研修）</p> <p>（地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討します）</p>	<p>①令和7年8月1日（金） （9:30～12:00） -午前の部-</p> <p>-----</p> <p>②令和7年8月1日（金） （13:30～16:00） -午後の部-</p> <p>-----</p> <p>③令和7年8月2日（土） （9:30～12:00）※2 -午前の部-</p>	<p>港南区役所会議室</p> <p>（港南区役所6階 601・602会議室 港南区港南4-2-10）</p> <p>※2 8/2（土）は港南区役所が閉庁日となります。港南区役所正面出入口の<u>反対側「休日・夜間受付窓口」</u>からお入りください。</p>
3	<p>救急研修</p> <p>（心肺蘇生法とAED取扱い、三角巾の取扱い等）</p>	<p>①令和7年10月3日（金） （9:30～12:00） -午前の部-</p> <p>-----</p> <p>②令和7年10月3日（金） （13:30～16:00） -午後の部-</p> <p>-----</p> <p>③令和7年10月4日（土） （9:30～12:00）※3 -午前の部-</p>	<p>港南区役所会議室</p> <p>（港南区役所6階 601・602会議室 港南区港南4-2-10）</p> <p>※3 10/4（土）は港南区役所が閉庁日となります。港南区役所正面出入口の<u>反対側「休日・夜間受付窓口」</u>からお入りください。</p>

注1)研修区分ごとに、希望日時を一つ選択し、出欠席票(返信用紙)に記入し、御返送ください。御返送により受講確定となります。

注2)受講確認の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

注3)横浜市民防災センターでの研修について、バスの定員があるため、日程の調整をさせていただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

注4)各研修会は、気象状況、災害等で中止又は変更することがあります。あらかじめ御了承ください。

令和7年度

無料

家庭防災員研修 受講者募集



家族と地域のために 災害から命を守る知識や技術を学びましょう

【防火・地震・風水害】

住宅防火、地震・風水害時の対応方法

【DIG研修】

地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討します

【救急研修】

心肺蘇生法とAED取扱い等

■お申し込み方法

- ・自治会・町内会からの推薦又は個人で応募(電話またはメールでお申し込みください)
- ・お申し込み可能な方:満15歳以上の港南区民の方

■お申込み・お問合せ先 港南消防署総務・予防課 (家庭防災員担当)

電話: 045(844)0119 ※ 電話受付時間:平日9:00~17:00

メール: sy-konan-yoboukakari@city.yokohama.lg.jp



令和6年度
港南区連合町内会長連絡協議会・港南区協働による地域づくり推進協議会
合同意見交換会 開催報告

日 時	令和6年12月18日(水) 15時30分から17時00分まで
場 所	港南区役所6階 601・602会議室
出席者	荻久保(源)会長(上大岡)、横川会長(大久保最戸)、 荻久保(頼)会長(笹下・区社協)、田口会長(日下)、田代会長(日野)、 小後摩会長(日野第一)、川島会長(港南台)、高橋会長(永野)、 黒田会長(野庭団地)、黒川会長(野庭住宅)、○●古屋会長(下永谷・区連会)、 若林会長(永谷・区社協地区社協分科会)、飯島会長(芹が谷)、 宮島会長(ひざり)、上田会長(日野南) 黒川会長(民生)、石川会長(保活)、小室会長(スポ推)、穂永会長(青指)、 齊藤代表(消費)、岩崎会長(環境)、武馬会長(シルバー)、 小松会長(ヘルスメイト)、稲村会長(工業会)、大木会長(保護司会)、栗原区長
	○港南区連合町内会長連絡協議会 会長 ●港南区協働による地域づくり推進協議会 会長

【協働による地域づくり推進協議会(協議会)の概要】

区内の地域活動者や団体が、自治会町内会など身近な地域の中で連携できる関係を築き、地域での活動をより一層進めていくために、区内で活動する各団体の代表者と区役所と一緒に話し合い、情報を交換する場として、平成26年度から設置しています。

令和5年度より、区連会と合同で意見交換会を開催しています。

◆ 開会あいさつ 古屋会長



今年は1月1日に能登半島地震が起き、防災に対する意識がより高まったのではないのでしょうか。災害は突然起こるものですが、いざというときに協力し合える関係づくりが「協働による地域づくり」の根幹でもあります。

皆さんと「横のつながり」を強め、協働による地域づくりを進めていきましょう。

◆ 意見交換

地域の重要な課題である「防災」を切り口に意見交換を行いました。

最初に、能登半島地震の被災体験の動画を視聴した後、4グループに分かれて、動画を見ての感想や、発災時に備えて地域でできること等について、意見交換しました。

【視聴した動画】

石川県志賀町に帰省していた「news every.」（日本テレビの報道番組）のディレクターが能登半島地震で被災。自らも被災者として避難所を手伝いながら、撮影した震度7の町の1週間の記録。

<https://www.youtube.com/watch?v=LdyxfAXq8U0>



主な意見 ※事務局で類似のご意見を整理して、まとめて記載しています。

■動画を見ての感想

◎各自の備えの大切さ

- ・発災時は水や、動画にはなかったがトイレの問題が大きい。震災直後は交通が遮断され、水や食料、物資はすぐには来ない。下水道が破損すればハマッコトイレも使えない。各自の備えが重要。

◎顔の見える関係づくりの大切さ

- ・「意外と明るかった」というのが視聴した感想。地方では皆顔見知りで、普段のコミュニティが生きせると思うが、横浜では難しいのではないかな。
- ・災害直後は行政も十分に機能しなくなる。行政に頼るのではなく、自分たちでできることをやり、地域で助け合うことが必要。総じて、普段からの活動、顔の見える関係性づくりが、いざという時に生きてくる。
- ・動画は7日目までの記録だが、その後の数か月が本当の戦いであると感じた。復興までには長い時間がかかる。

■今後やりたいこと、やれると良いこと

◎地域防災拠点の役割や訓練について

- ・「地域防災拠点に行けば食料や物資があり、行けば何とかなる」という誤った認識を持った方も多い。在宅避難が基本であることや、地域防災拠点の正しい役割を認識してもらう必要がある。
- ・避難者はお客さんではなく、一緒に避難所運営に関わってもらう必要があることを理解してもらうためにも、日頃の訓練に参加してもらうことが大事。
- ・拠点訓練への要援護者の参加やペット防災、地震だけでなく風水害に備えた訓練な

ど、色々な訓練ができると良い。

- 防災をきっかけに自治会町内会加入への勧誘につながれると良い。
- 災害時に活かせる活動を普段から行っているということを切り口に、自分たちの活動を知ってもらおう機会にしたい。
- 12月に開始した港南区災害時協力事業所登録制度「こうなん災害時協働隊」は良い取組。ぜひ拠点訓練等の機会を捉え、地域で登録企業からPRして欲しい。

◎在宅避難者、要援護者の支援

- 地域防災拠点に来れる人は元気な人だが、本当に手を差し伸べるべき人は他にいる。
- 在宅避難の人に、どう物資が情報を届けるかが課題。誰が在宅で避難しているかの把握と安否確認が重要になる。
- 一人暮らし高齢者や障害のある人など、要援護者の安否確認は、民生委員と自治会町内会が連携して、普段の見守りの延長線上でできるとよい。手上げ方式で要援護者の把握をしている自治会町内会もあるが、全体で見ると温度差がある。
- 在宅避難者の安否確認では、班長や組長などの役割が大きくなる。普段の回覧板が大切だと思う。
- 障害のある人の中には、防災拠点で大声を発してしまうこともある。家で過ごそうにも家族だけでは支えられない。そういう人もいることを知ってもらいたい。

■困っていること、苦労していること

- 地域内にいっとき避難場所として適当な場所がない、地域の高齢化率がとても高い、等、地域により様々な課題がある。
- 地域の役員のなり手がなく一年交代にしているが、拠点訓練でベテランがいない。経験値が詰まらず、いざという時に機能するか心配。一方で役員の一年交代は、多くの人が最低限のことを知っており、ある意味薄く顔が広がる効果がある。
- 拠点が決められた地区以外の人を受け入れるのか（横浜市では来た人は全員受け入れる）、拠点に届く物資や情報を、住民へどのように届けるべきか、在宅避難の要援護者はどうなるのかなど、自分達もすべてを理解していない。

■地域・各団体の取組紹介

- 連合内に複数の地域防災拠点があるため、連合で防災拠点の連絡会を開いて情報交換をしている。互いに他の拠点の状況がわかって良い。
- 小中学校と連携して訓練を実施すると、親子で訓練に参加したり、中学生がトイレの

組み立てなど、運営に関わってくれたりするので、とても良い。

- 在宅避難者の安否確認訓練結果を掲示板に掲出している。自治会未加入者にも知らせる機会になっている。
- 自治会内で班長と民生委員が年1回、防災グッズなどを持って、ひとり暮らし高齢者を訪問している。
- 拠点訓練に若い人の参加は難しいが、「水」を切り口に訓練を組み立てて、広報したら、若い世代が参加してくれた。
- 東日本大震災の時に、京急がとまり、笹釜道路には金沢方面に帰宅する人の行列ができた。その経験を踏まえて、拠点訓練時に帰宅困難者の受付テントを用意した。
- HUG（避難所運営ゲーム）訓練をやってみて、様々な想定があるが実際に起こり得ると思った。
- 避難所に障害者の方が来た時にどう対応したらよいかということ勉強する機会を予定している。
- 民生委員は日頃の活動で地域とのつながりを持つことを大切としてきたが、能登の震災を踏まえて、発災後、どのような活動をするのか検討を始めた。とは言え、大切なのは日頃の連携。
- 保活としてはイベントを開催して、日頃から人と人とのつながりを広めていきたい。
- 「こうなん災害時協力隊」は工業会の出番が来たと思っている。多くの会員が協力するだけでなく、工業会以外にも広めていきたい。企業として地域の役に立てることが素晴らしい。
- 在宅避難時の災害食をすぐには作れないという方が多いと思うが、ヘルスメイトはその作り方を伝えている。今後、防災拠点においても力が発揮できるように、災害食の研修を重ね、地域に広めていって役に立ちたい。
- スポ推は区で150人の組織。大きな事業をやるよりも、各地区で「いいね」という小さなことに積極的に取り組んでいる。そうすることで、災害時にも助け合いができるのではないかと感じている。

◆ まとめ 栗原区長



今日お集まりいただいた委員の皆様は、いざ災害が起きた際に、地域でリーダーとなる方々です。実際の被災動画を見ていただき、リアリティを持って、活発に意見交換していただいたことに感謝申し上げます。防災の議論には結論が出るものではありませんが、今後もこのような意見交換の機会を設けていくので、ご協力をお願いします。

当日の様子



令和7年2月20日

地区連合町内会長 各位

港南区長 栗原 敏也

令和7年国勢調査 調査員の推薦について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、区政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として令和7年国勢調査が実施されます。国勢調査は、5年に一度実施する国の最も重要な調査であり、皆様の生活に直結する施策の策定・実施のために欠くことのできない基礎資料となります。

港南区では、約10万世帯・21万人が調査対象と見込まれており、約1,000人の調査員が必要となります。また、本調査は、世帯の居住確認が非常に重要であり、調査の円滑な実施のためには、地域の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ではございますが、調査員の推薦について特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 推薦人数及び調査区数

【机上配布資料】「自治会町内会ごとの調査区数及び調査員数」を御確認ください。

2 推薦方法

各地区連合定例会にて、対象の自治会町内会長に依頼書類一式をお渡しします。

※定例会でお渡しできなかった場合は、後日郵送します。

調査員選定後、各自治会町内会長より、「調査員推薦名簿」を返信用封筒で

4月15日（火）必着にて御提出いただきます。

※「調査員就任承諾書」は調査員御本人から区役所に御提出いただきます。

3 添付資料

- (1) 令和7年国勢調査の概要について（別紙1）
- (2) 令和7年国勢調査実施までの主な流れ（別紙2）
- (3) 令和7年国勢調査 調査員推薦依頼について ※自治会町内会あて（別紙3）
- (4) 令和7年国勢調査 調査員推薦名簿※見本（別紙4）
- (5) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い ※調査員本人配布用（別紙5）
- (6) 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書 ※見本（別紙6）
- (7) 自治会町内会ごとの調査区数及び調査員数 ※見本（別紙7）
- (8) リーフレット はじまります！国勢調査（別紙8）

【机上配布資料】

自治会町内会ごとの調査区数及び調査員数

港南区役所総務課統計選挙係

担当：岸、大内

電話：847-8309

令和7年国勢調査の概要について

国勢調査は、統計法第5条第2項に基づき、国内の人口・世帯等の実態を明らかにし、各種行政政策の基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局が5年ごとに実施している最も基本的な調査です。

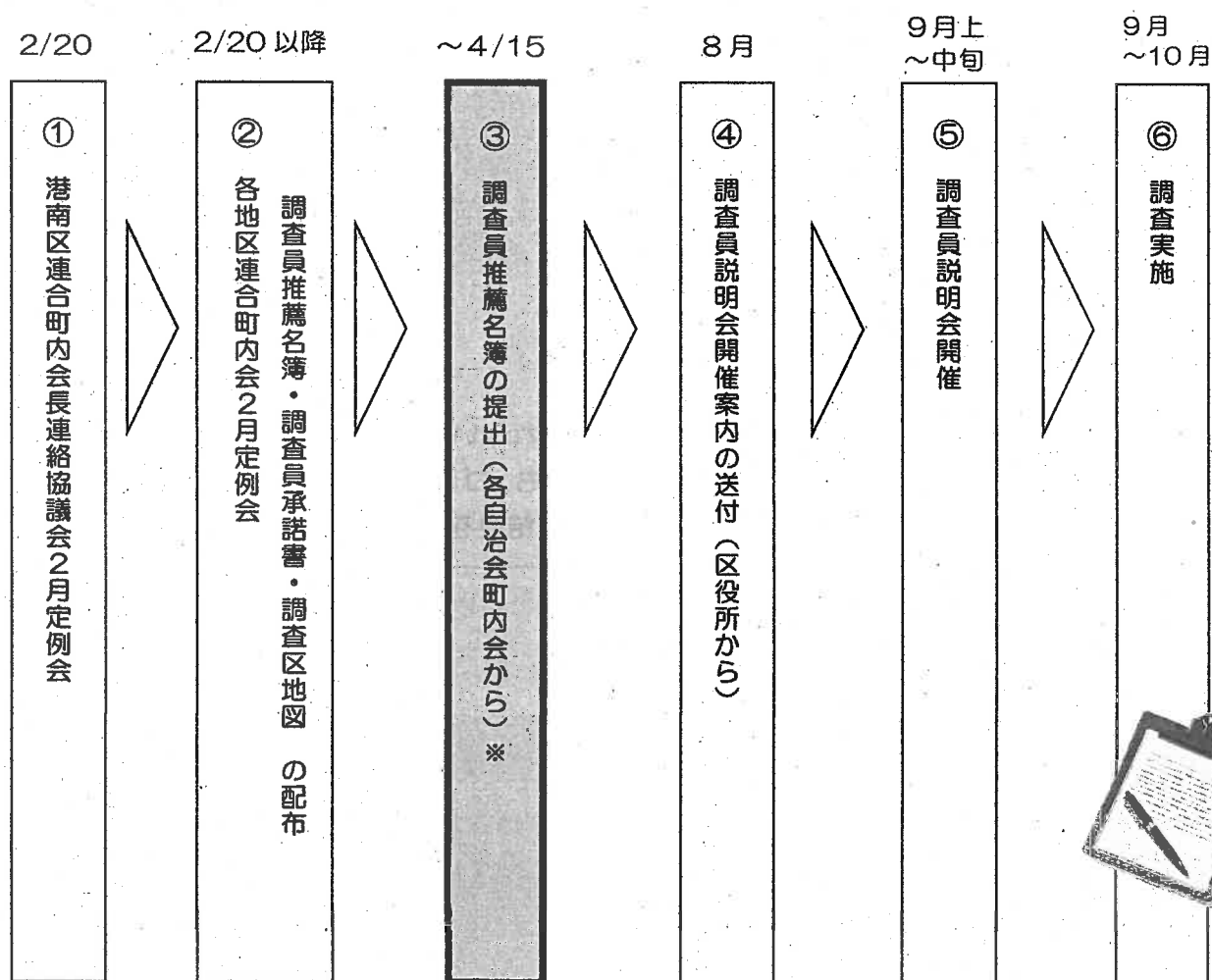
調査期日	令和7年10月1日（水）午前零時
調査対象	令和7年10月1日（水）に港南区内に常住するすべての人（外国人を含む） ※ 世帯数 97,746（令和6年12月1日現在）
調査事項	氏名、性別、世帯員の数など、計17項目
調査員関係	<p>【調査員依頼数】 約 1,000 人</p> <p>※自治会町内会への推薦依頼、公募（広報よこはま4月号を予定）、常任統計調査員等への依頼の総数になります。</p>
	<p>【調査員任命期間】</p> <p>令和7年9月1日（月）～10月31日（金）</p> <p>※期間中は、非常勤の一般職国家公務員となります。</p>
	<p>【報酬（目安）】※令和2年国勢調査実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1調査区（約50世帯）で42,000円程度 ・ 2調査区（約100世帯）で78,000円程度 <p>※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。</p>
	<p>【主な事務（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員説明会への出席 9月上旬～9月中旬 ・ 担当調査区域の居住状況確認・書類準備 説明会后～9月19日 ・ インターネット用ID及び調査票配布 9月20日～30日 ・ 回答確認リーフレット配布 10月1日～3日 ・ 調査票（紙）回収 10月1日～8日 ・ 調査書類の整理及び提出 10月中旬～下旬 ・ 督促状の配布 10月中旬～下旬
前回からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の対面による調査書類の配布が原則となります。 ・ オートロックマンションや単身世帯など、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行った時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。 ・ 調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています。

国勢調査の活用事例

- 1 各種法令に基づく利用
衆議院の小選挙区の改定
地方自治法で用いる人口（市や政令指定都市となるための要件など）
地方交付税の算定
- 2 行政上の施策への利用
子育て支援施策
高齢者福祉施策
防災施策（避難所の決定、被害予測など）
- 3 民間での利用
企業の出店計画など

※ 国勢調査によって、住民基本台帳情報では得られない「実際に住んでいる人・世帯」の状況を知ることができます。住民票を移していなくても、ゴミ出しや上下水道など様々な社会インフラを利用するため、行政運営のために国勢調査結果を活用しています。

令和7年国勢調査実施までの主な流れ



*各自治会町内会に御依頼する事務です

具体的な内容

- ① 地区連合町内会長あて「国勢調査の概要説明」及び「調査員推薦を依頼」。
- ② 各地区連合町内会の定例会で、自治会町内会ごとに「国勢調査の概要説明」及び「調査員推薦を依頼」。
- ③ 各自治会町内会は、**4月15日(火)まで(必着)**に調査員を選定していただき、「調査員推薦名簿」を返信用封筒にて区役所に提出。
※「調査員就任承諾書」は、調査員本人が記載・写真貼付のうえ、返信用封筒にて直接区役所に提出。
- ④ 調査員あて、区役所から説明会の開催案内を送付。
- ⑤ 調査員向けに、調査の方法等についての説明会を開催。

(案)

自治会町内会長 様

港南区長 栗原 敏也

令和7年国勢調査の調査員推薦依頼について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、区政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として令和7年国勢調査が実施されます。国勢調査は、5年に一度実施する国の最も重要な調査であり、皆様の生活に直結する施策の策定・実施のために欠くことのできない基礎資料となります。

港南区では、約10万世帯・21万人が調査対象と見込まれており、約1,000人の調査員が必要となります。また、本調査は、世帯の居住確認が非常に重要であり、調査の円滑な実施のためには、地域の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 推薦人数および調査区数

「令和7年国勢調査 調査員推薦名簿」を御確認ください。

2 推薦方法

「調査員の推薦について（別紙3）」を御覧いただき、御推薦をお願いします。

3 会長様より御提出いただく書類

「令和7年国勢調査 調査員推薦名簿」

4月15日（火）までに同封の返信用封筒にて御提出下さい。

4 調査員本人より御提出いただく書類

「令和7年国勢調査 調査員就任承諾書」

4月15日（火）までに同封の返信用封筒にて御提出下さい。

4 添付資料

- (1) 令和7年国勢調査の概要について（別紙1）
- (2) 令和7年国勢調査実施までの主な流れ（別紙2）
- (3) 調査員の推薦について（別紙3）

（裏面あり）

【別添】

- (4) 令和7年国勢調査 調査区地図
- (5) 令和7年国勢調査 調査員推薦名簿
- (6) 返信用封筒（調査員推薦名簿提出用）

【調査員本人配布用】

- (7) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い ※調査員本人配布用
- (8) 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書 ※調査員本人が記載・写真貼付
- (9) 返信用封筒（調査員就任承諾書提出用） ※調査員本人が封入・投函

港南区役所総務課統計選挙係
担当：岸、大内
電話：847-8309

令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

団体名: みほん町内会

依頼数: ○ 調査区、調査員数 ○ 人

調査区 番号	調査員氏名	住所	連絡先	備考
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		
		港南区		

調査区番号は
あらかじめ印字
されています。

調査員に推薦する方の情報を記入してください。
お一人で複数人分ご担当いただく場合でも、全ての
欄に氏名を記入してください。

令和7年4月15日(火)必着にて区役所あてご提出下さい。

※1_原則調査員1名につき2調査区をご担当いただきます。

※2_御依頼の人数が確保できない場合、港南区役所総務課統計選挙係(045-847-8308)あてにご連絡ください。

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 9月上旬～9月中旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金) | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日(水)～3日(金) | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水) | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促 |
- ※区役所から指定された日

《前回調査(令和2年国勢調査)との主な変更点》

- ・令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の対面による調査書類の配布が原則となります。
- ・オートロックマンションや単身世帯など、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。
- ・調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています。

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付のうえ、令和7年4月15日(火)までに同封の返信用封筒にて区役所に御提出くださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 港南区役所総務課統計選挙係 電話 045-847-8309

別紙6

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市港南区		
生年月日	昭和・平成	年 月 日生 (歳)	
連絡先 ※FAX、携帯電話、メールアドレスについては、お持ちの方のみ、差し支えなければ御記入ください。	電話(自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
	※メールアドレス		
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無		

- 写真は6か月以内に撮影した
 - ・無帽
 - ・正面向き
 - ・胸部以上
 のものです。
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

＜国勢調査に関する調査員事務説明会について＞

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間	・	平日夜間	・	土曜日や日曜日
------	---	------	---	---------

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

＜横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ＞

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

＜調査員の就任要件＞

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方（令和7年9月1日時点）、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係のない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

※ 各連合ごとの数は、席上配布しています（見本）

別紙 7

自治会町内会ごとの調査区数及び調査員数

令和7年国勢調査

連合名	単位 町内会数	御依頼の 調査区数	御依頼の 調査員数		御依頼の 調査区数	御依頼の 調査員数
A連合町内会	5	70	35	A町内会	10	5
				B町内会	15	8
				C町内会	20	10
				D町内会	15	7
				E町内会	10	5

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令

選挙や税制にも関係があるんです！



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

子育て支援にも利用されているのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、正確なデータが必要なんです！



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニをつくる時にも、データを活用しています！



はじまります！ 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に！



調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

全員参加！
日本の一大
プロジェクト！



2025年、 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。
正確な調査のために、令和7年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

— 調査へのご協力をお願い —

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。
調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するために、
関係機関・団体のみならずそれぞれのご協力が必要不可欠です。
調査へのご協力をよろしくお願いいたします。



福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の
方々の調査員としての協力



外国人関係団体・在留外国人 支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も対象
であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や
職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に
調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査
実施の周知、学生寮・寄宿舎等
の円滑な調査実施への協力



研究機関・ シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、
有識者やオピニオンリーダー
からの有効な発信

上記以外の団体のみならず

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

5年に一度の
とても大切な調査です！



令和7年国勢調査の概要

調査の期日

調査は、令和7年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和7年10月1日現在、日本に住むすべての人と
世帯(外国人の方も含む)を対象とします。

調査事項

<世帯員について>

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、
「従業地又は通学地」など

<世帯について>

「世帯員の数」、「住居の種類」など

調査の流れ

調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、
インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に
提出する方法により回答を行います。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



調査は、下の図に示す流れで実施します。



※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。



一人ひとりがつながり、
見守り・支えあえるまちをみんなで育てるために

港南ひまわりプラン応援補助金

令和7年度 交付団体募集のお知らせ



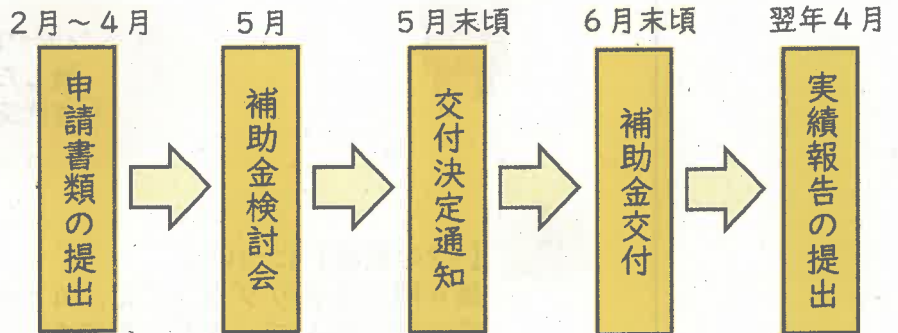
申請受付期間

令和7年2月3日(月)から4月30日(水)まで

補助金額

最大10万円(詳細は裏面をご確認ください)

スケジュール



補助金交付団体 活動の様子



港南ひまわりプラン応援補助金とは?

港南区地域福祉保健計画の内容に沿った取組や活動に対して、港南区が交付する補助金制度です。
区内で継続的な活動を行う任意団体のさまざまな活動を支援しています。

◆提出・問合せ先◆
 港南区福祉保健課 事業企画担当(区役所5階50番窓口)
 電話:045-847-8441 FAX:045-846-5981
 メール: kn-tifukuplan@city.yokohama.lg.jp

※はじめて申請を希望する事業は、事前にご相談ください






「申請書類」や「申請の手引き」などは、区ホームページにも掲載しています。

港南ひまわりプラン応援補助金



港南ひまわりプラン応援補助金 概要



<p>対象となる団体</p>	<p>港南区内で継続的な活動を行う任意団体、NPO法人 (連合自治会町内会、地区社会福祉協議会を除く)</p>
<p>対象となる取組</p>	<p>第4期港南ひまわりプランの12の取組に沿っていて、新規に実施する取組</p> <p>※ ここで言う新規とは、補助金を申請する最初の年度時点で活動開始から3年以内の取組です</p> <p>※ 当該年度から始める取組を含みます</p> <p>※ 他の補助金等を受けている取組については、補助対象外です</p> <div style="text-align: center;"> <p>取組例</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: yellow; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>親と子の 居場所づくり</p> </div> <div style="background-color: green; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>スポーツを通じた 健康づくり</p> </div> </div> <div style="background-color: orange; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>イベントや講座を 通じた 多世代交流</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>【12の取組】について 第4期ひまわりプランでは、4つのアクションと 特に取り組んでいきたい取組を「12」挙げています。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>詳細はこちら</p> </div>
<p>補助金額</p>	<p>申請1年度目：10万円、2年度目：7万円、3年度目：5万円</p> <p>※ 同一団体の同一事業に対する補助金の交付は、最初の補助金の交付を受けた年度から「3年」を限度とします。</p>
<p>補助金検討会</p>	<p>申請書類、ヒアリング等に基づき、検討会委員が評価を行います。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>事業実施に係る消耗品費、印刷費、備品費、講師謝金等の経費</p> <p>※ 直接事業と関連のない食材料費及び、申請金額の8割を超える備品費を除く</p>

この他にも注意事項がありますので、申請の際は、必ず「申請の手引き」をご確認いただくようお願いします。



※市連会資料より

令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7年7月1日付け委嘱	令和7年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和7年 7月 1日から 令和7年11月30日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和7年12月 1日から 令和10年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	令和7年7月1日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬		
10月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬		厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬		令和7年12月1日付け委嘱

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日	<p>◆新任 68歳までの方 (昭和31年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳(昭和25年4月2日以降出生)までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 74歳までの方 (昭和25年4月2日以降出生)</p>	<p>◆新任 54歳までの方 (昭和45年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳(昭和41年4月2日以降出生)までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 60歳までの方 (昭和39年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳(昭和35年4月2日以降出生)までの方とすることが可能です。</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。
取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願ひ」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・ 適任者の要件を満たしているか。
- ・ 留意事項を確認しているか。
- ・ 年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・ 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

地域の行事に
出ている

仲間と一緒に
活動することに
楽しさを感じる

会社を
退いたので
地域と
関わりたい

よく人から
相談を受ける



あなたならできる
あなただからできる

人の話を
聞くのが
好き

ボランティアに
興味がある

人の役に
立ってみたい

自治会役員
やPTAの
経験がある



横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています
*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます

仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた

福祉の仕組みに
詳しくなれた

人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた

仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



○Xさんの最近の様子を
地域ケアプラザに連絡
(20分)

前月の活動報告を記入し、
地区会長へ提出(1時間)

○○のふれあいサロンは、
私用があるので地区の仲間
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。
あわせて子育てサロン代表
から最近の子育て事情を聞く
(2時間)

来月の福祉まつりの準備
会に参加。地区の仲間
と一緒に当日の展示物を
つくる(1時間)

見守りのため、町内の
ひとり暮らし高齢者を
2件訪問(1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 港南区役所福祉保健課 (TEL 045-847-8432) へご相談ください。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7年 12月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6年 2月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくなるための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：港南区福祉保健課 山口、川崎
 電 話：045-847-8432
 F A X：045-846-5981
 メール：kn-minsei@city.yokohama.lg.jp

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
 電 話：045-671-4046
 F A X：045-664-3622
 メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
負担軽減・活動支援 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	業務の見直し・効率化	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	1 R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施	
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)	R6	2 生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1～)	
		・報告書類のデジタル化 (アプリ化)	モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開	R7	3 ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	4 ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始	
業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	5 R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、パトタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討	
		・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6	6 一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7～)	
	依頼業務の精選	活動のサポート強化	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7	7 市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
			・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討	今後取組予定	8 一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7	9 ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討	今後取組予定	10 検討中
		地域との連携によるサポート強化	・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	11 ・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		活動費等の見直し	・活動費の増額 ・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円 会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	R6 今後取組予定	12 実施済 13 検討中
活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実	R6	14 「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定		
	・通信手段の検討	業務用携帯電話の導入などの検討	今後取組予定	15 検討中		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
人材確保 広報の強化 ・他の委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16	・広く民生委員を知ってもらおう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	17	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18	検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19	R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	20	同上
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

※年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております**令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用**となりますのでご注意ください。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、<u>75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p>【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

※主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

第 5 期港南ひまわりプラン（「区計画」・「地区別計画」）について

第 5 期港南ひまわりプランについては、各連合町内会において「地区別計画」策定に向けた意見交換会の実施など理解・ご協力いただきありがとうございます。引き続き、区役所・区社協・ケアプラザが協働して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、「区計画」ですが、これまで、区連合町内会長会会長や区社協会長、区民児協会長、区医師会長などで構成されている地域福祉保健推進協議会をはじめ、様々な機会を通じて区民の皆さまからご意見を伺い、骨子（案）を策定しました。

については、これまでの取組や今後のスケジュール、骨子（案）についてご報告いたします。

- 1 これまでの取組について
別紙 1 のとおり

- 2 骨子（案）について
別紙 2 のとおり

【概要】

- 基本理念：「ふだんのくらしを しあわせに」
- 目 標：「笑顔でくらせるまちをつくろう」
- 目標達成に向けたテーマ

4つのアクション：「知る」「つながる」「できることをやる」「支えあう」
 推進の主な視点：「地域づくり」「安全・安心」「環境・文化」「協働・参画」
 「健康づくり」

※ 4期計画の4つのアクションを継承しつつ発展させ、さらに港南区で活発に行われている地域活動全般が、港南ひまわりプランの取組であることを示します。

- 3 今後のスケジュールについて（予定）

時期	内容
令和 7 年 3 月 8 日	元気な地域づくりフォーラム（区計画骨子の紹介）
令和 7 年 6 月	区連会（区計画素案の紹介）
令和 7 年 7 月	区連会（区民意見募集のご案内）
令和 7 年 8 月	区計画に対する区民意見募集
令和 7 年 10 月	区連会（区民意見募集の結果報告）
令和 8 年 3 月	元気な地域づくりフォーラム ※「区計画」及び「地区別計画」のお披露目を予定しています。

<令和5年度> 第4期計画の中間振り返り

- 「港南ひまわりプラン」について
知らない人も多い。知っていても各々の活動とのつながりは意識していない。
→自分たちの活動が計画に通じているということをもっと知ってもらう必要がある。
- 「成果」と「課題」
専門機関と地域の連携は進んでいるが、未だつながりがなく、孤立し、助けを求められない人がいる。
- 人材について
もっと「できることをやる」ためには、活躍できる人材を増やしていくことが必要

多くの区民の皆さんに意見を聞いてみなくちゃ...

<令和6年度> 第1回地域福祉保健推進協議会より

- 7/17 ●コロナの影響で制限された活動も多かったが、今は地域活動が活発になってきている。
●団体間で協働で取り組むことも増えてきている。
●障がい理解を深める取組を地域で連携して進めている。
●「知る」ということはとても大事。



...7月以降のさまざまな取組...

8/26 こども版しゃべっCiao♪
～小学生、中学生、高校生、大学生～



しゃべっCiao♪をきっかけに、参加してくれた高校生同士がつながり、現在、日限山地域ケアプラザで、子どもイベント企画会議を定期的に開催しているそうです!



9/13 グループヒアリング①
～地域活動者・団体、企業、医療関係者、区内施設等～

10/2 グループヒアリング②
～地域活動者・団体、PTA、企業、医療関係者等～

10/15 グループヒアリング③
～地域活動者・団体、自治会町内会、医療関係者、区内施設等～



10/7 港南ひまわりプラン応援補助金団体交流会
～第4期計画の令和3年度以降に補助金を交付した団体～



お互いの活動を知る良い機会となったほか、悩みを共有したりアドバイスをもらったり...



10月 地域福祉推進協議会等団体アンケート

11/2 ひまわりフェスタ
港南ひまわりプランに関するアンケート
～こなちゃんキーホルダーをつくっちゃお!ブース出店～

11/6～7 港南台イロドリフェスタ
港南ひまわりプランに関するアンケート
～港南ひまわりプランの啓発展示～

12/21 しゃべっCiao♪
～港南区民未就学児から90代の人まで～

普段交流する機会の少ない世代の人と自由に意見を出し合いました。対話をして、皆で語り合い、やはりいつの時代も人と人とのつながりが大事と感じたという感想がたくさんありました。



◎第5期計画の策定に向けて、区民の皆さまからたくさんのご意見をいただきました。その意見を「みんなの想い」としてまとめ、そのために必要なことを「こんなことに取り組もう！」として記載しました。

「みんなの想い」と「こんなことに取り組もう」

知る

○みんなの想い

地域の歴史や文化、施設や居場所など、自分たちの暮らす地域のことや、地域に暮らす多様な人を知りたい、知って欲しい。地域活動の楽しさ、やりがい、価値をみんなに気づいて欲しい。また、必要な情報や相談先の情報が得られやすくなって欲しい。

○こんなことに取り組もう！

地域のことに興味を持ち、学ぶ機会を持つ。地域のイベントや活動に参加するなど、様々な人と知り合う中で新たな気づきを得よう。また、地域の情報などを、相手に届きやすい方法で分かりやすく伝えよう。



つながる

○みんなの想い

家族や友人、近所の人などとのつながりが無い人が増えていて気になっている。誰もが気軽に参加することのできる場所や気軽に話せる仲間がいることが大切だと思う。地域で活動している人もほかの活動者と知り合い、話し合う機会があると、新たなつながりができ活動への元気をもらえる。

○こんなことに取り組もう！

地域のイベントや地域のサロンなど、様々な人が出会い、つながる機会をつくろう。また、誰もが参加しやすくなるように工夫しよう。一緒に活動する仲間だけでなく、世代や分野、団体を越えた仲間とのつながりも広げよう。



支えあう

○みんなの想い

誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、日頃からの見守り・支えあいの活動や、自治会町内会による防犯・防災の取組が大切だと思う。また、みんなが集まる機会を継続していくことや地域の歴史・文化を継承すること、自然環境を守ることによって住みやすい地域にしていきたい。

○こんなことに取り組もう！

まわりの人に関心を持ち、ちょっとした変化に気づこう。日頃から声を掛けあい、顔の見える関係を築き、いざという時に助けあえるまちにしよう。地域の行事や住みやすい環境などを次の世代につなげていこう。



できることをやる

○みんなの想い

自分ができることに、楽しく取り組むことが大切だと思う。また、多くの人が活躍できるように役割を持って参加して欲しい。誰かの支えを必要とする人でも、誰かを支えることもできることを知って欲しい。地域の情報を、自分から受け取ろうとすることや、困った時に周りに助けを求めすることも大事だと思う。

○こんなことに取り組もう！

自分・家族の将来や健康について考える機会を持ち、できることから始めてみよう。自分が暮らしている地域の情報をキャッチして、イベントなどに参加してみよう。また、経験やできることを生かして、誰もが地域で活躍できる機会をつくろう。



港南ひまわりプラン

～ ふだんの暮らしを しあわせに ～



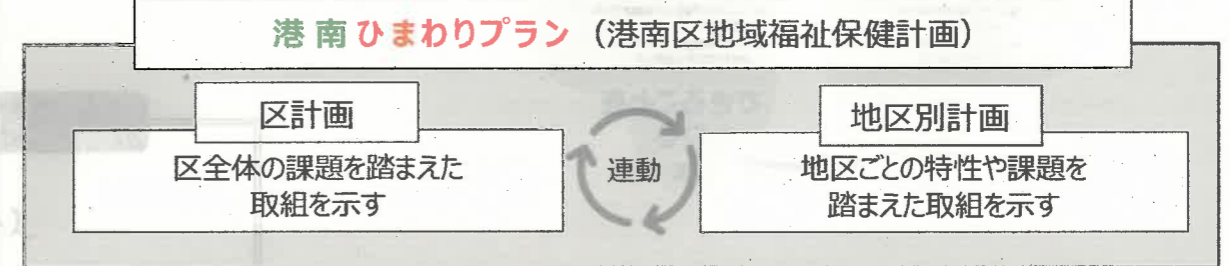
第5期地域福祉保健計画 素案骨子 計画年度：令和8年度～12年度

港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）とは

誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに生活できるよう、一人ひとりが意識し、お互いに支えあえる関係の充実を目指し、区民の皆さん、活動団体、行政等が協力して、地域をみんなでより良くしていくための計画です。

地域福祉保健計画の概念図

【横浜市地域福祉保健計画】・・・市としての基本理念や方向性を示す、区の実施の支援策等



※今回は区計画の内容のみ、素案骨子案として示しています。

第5期計画の策定経過について

港南区では、多世代・多分野・多様な立場の皆さまから地域福祉保健計画へのご意見をいただき、その意見を基に「第5期港南ひまわりプラン素案骨子」としてまとめました。

令和4年度	子どもたちに港南区がどんなまちになったら良いと思うか、カードに記載してもらいました。
令和5年度	港南ひまわりプランについて、意見を聞きました。(全5回)
令和6年度	令和5年度にいただいた意見をもとに、テーマを絞って意見を聞きました。(全5回)

【意見を伺った皆さま】

港南区地域福祉保健推進協議会委員、自治会町内会役員、地区社会福祉協議会役員、地域活動者、ボランティア、福祉・医療・教育・まちづくり等の専門職、商店・企業・見守り協力事業者の人、障害福祉事業所通所者、その他子どもから高齢者まで幅広い年代の区民、地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所各課 など

第4期港南ひまわりプラン

■基本理念■ ふだんの暮らしを しあわせに

■目標■ 一人ひとりがつながり、
見守り・支えあえる まちをみんなで育てる

■目標達成に向けたテーマ■ 4つのアクションと12の取組



【参考：第4期計画の振り返り】

- 地域活動が活発に行われ、障がい者をはじめ様々な人が参加する機会が増えました。日頃からの声かけや災害時の助けあいの仕組みづくりも進みました。
- 港南区では自然豊かで歴史的な文化や景色を大切に「ふるさと港南」を愛する心が育まれています。私たちの大切なまちとなるように地域への理解を深めることが求められています。
- 地域にある福祉施設やお店、お寺などが地域のことを考えて、支えあう活動をはじめています。新たな地域活動の担い手としての期待が高まっています。
- 困りごとを抱えていても助けを求めることが難しい人がいることや、多様な課題に対する理解を深め、共感することができる地域が必要とされています。
- 地域活動に参加することをためらう人や活動を始めることを躊躇する場面があります。自分の声を聞いてもらえる機会が増えることや、自分のできることや立場などを生かしてまちづくりに関わることが求められています。
- 地域で活動する様々な団体について、高齢化や担い手不足の悩みがある一方で、新たな活動団体も増えています。既存の団体を支援するとともに、新しく活動を始める人たちとのつながりを強め、地域活動全体の担い手となるような働きかけが必要とされています。

第5期計画素案骨子案の考え方

基本理念

5期計画においては、**ふだんの暮らしを しあわせに**という基本理念を継承しつつ、誰もが関わる計画であることを示していきます。

目標

4期計画で取り入れられた「見守り・支えあう」取組は、こどもの居場所づくりや障がい者の見守りなど、多くの場面で進みました。
5期計画では、より共感力を高め、誰もが計画を身近に感じ、分かりやすい表現で示していきます。

目標達成に向けたテーマ

【4つのアクションの方向性】

これまでの振り返りでは、「知る」「つながる」「できることをやる」「支えあう」という4つのアクションを第5期計画でも継承してほしいという意見は多くありました。

5期計画に向けては、地域づくりをさらに推進するため、4つのテーマの方向性は継承しつつ、計画をより身近に感じて取り組み、多くの人に共感してもらえるような働きかけが必要だと考えます。

【12の取組の方向性】

4期計画は取組項目に具体性があるが故に限定的な表現をしている箇所もあり、地域で行われている取組と結び付きづらい、広がりを持ちにくいといった課題がありました。

5期計画においては、課題に対する取組事項ではなく、地域活動が活発に行われている港南区の良さを継続・発展できる内容に整理します。

第5期港南ひまわりプラン

基本理念 **ふだんの暮らしを しあわせに**

港南ひまわりプランは、誰もがしあわせに暮らせる地域をみんなでつくりだすことを目指しています。

目標 **笑顔でくらせるまちをつくろう**

誰かと出会い・知り合う中で共感し、自分ができることに取り組み、みんなが支えあうことができるまちとして、誰もが笑顔で暮らすことのできるまちを思い描きました。

目標達成に向けたテーマ：4つのアクション

「知る」「つながる」「できることをやる」「支えあう」

多くの人と人が出会い・知り合い・対話をする機会を通して、新たな気付きや取組が生まれています。4期計画で取組を進めた4つのアクションを継承しつつ、こうした対話の機会を通じ、様々な人・団体の思いや活動を重ね合わせることで、目標の達成を目指します。

推進の主な視点

一人ひとりにとってより身近な計画となるように、また、福祉保健に限らず広い意味での計画となるように、地域で活発に行われている全ての活動が港南ひまわりプランの取組であることを示します。

- 地域づくり：地域のことに関心を持ってより良くしていくための取組
- 安心・安全：誰もが安心して安全に暮らすための取組
- 環境・文化：誰もが住みやすいまちをつくるための取組
- 協働・参画：誰もが役割をもって地域と関わるための取組
- 健康づくり：自分や家族の健康についての取組

「目標達成に向けたテーマ」を示す図は、
推進協議会当日に提示します。

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO //

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トゥクトゥンク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅1番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



【詳細はこちら】



講演・コーディネーター

吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト

江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト

佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト

五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: AI(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野</p> <p>メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋</p> <p>電 話：045-671-2317</p> <p>メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料1 参照	4～10 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 (4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課)
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>	4～7 月末 区地域振興課	3 月市連会・区連会 (区地域振興課)
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 (区地域振興課)
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料2 参照	4～9 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 (市民局地域活動推進課)
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課	4 月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	4～6 月（予定） 区総務課	4 月区連会 (区総務課)

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設
(申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内)

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

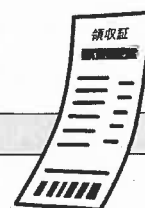
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）


◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 ・地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯啓発用のぼり旗の購入 ・各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 ・防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 ・整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 ・講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 ・講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 ・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等をするを目的として実施するもの
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

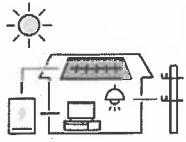
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示した内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

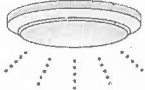




(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



4月1日～
申請開始

令和7年度も、自治会館等への

省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p style="text-align: right;">補助上限額 60万円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 省エネ性能 ★★★★★4.0 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p style="text-align: right;">補助上限額 130万円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 省エネ性能 ★★★★★2.4 </div> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p style="text-align: center;">断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p style="text-align: right;">補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。</p>
■対象団体		
<p>会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会</p> <p>※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Q: 6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコンや断熱窓の補助金利用はできるのか？</p> <p>A: ご利用いただけます。</p> </div>		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素

担 当: 市民局地域活動推進課
連絡先: 045-671-2317
sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

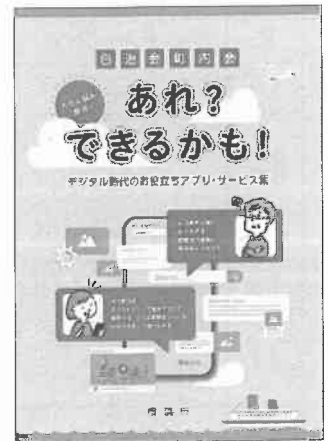
自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	ウーマンネット WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和7年度からの港南区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和7年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ24株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30分までごとに300円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3月から4月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

現行料金	改定後
8:40~18:00 30分/200円	8:40~ <u>22:00</u> 30分/200円
18:00~8:40 60分/100円	<u>22:00</u> ~8:40 60分/100円
土・日・祝日当日最大 900円(24時切替)	土・日・祝日当日最大 900円(24時切替)

※その他、夜間最大料金(18:00~8:40 最大500円)は廃止します。

(2) 改定理由

周辺駐車場状況等を勘案し、夜間料金の切り替わり時間を見直すとともに、料金体系をより利用者にわかりやすくするため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和7年3月~4月(具体的な日程について事業者と調整中)

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版3月号で周知を図ります。

担当 市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL: 045-671-2086/FAX: 045-664-5295

E-mail: sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

「地域子育て支援拠点サテライト」の整備について

港南区では「地域子育て支援拠点サテライト※」の整備を進めておりましたが、この度、3月末開所が決定しましたので、お知らせいたします。

※ 横浜市では、横浜市子ども・子育て支援事業計画「よこはま わくわくプラン」に基づき、平成27年度から、乳幼児人口の多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つサテライトの整備を進めています。令和6年度は港南区に設置します。

1 サテライトの概要

- (1) 所在地：港南区港南台3丁目1-2イオンフードスタイル港南台店3階
- (2) 延床面積：267.6㎡（80.95坪）
- (3) 開所時間：10時～16時 火～土曜日（祝日、年末年始除く）
- (4) 利用料金：無料
- (5) 対象者：妊婦や乳幼児とその家族、子育て支援に関わる地域の方
- (6) 運営方法：港南区から委託。港南中央にある本体施設と一体的に運営。
運営法人 特定非営利活動法人ちゅーりっぷ

2 開所予定時期

令和7年3月31日（月）

※開所式について、日程等詳細が決まり次第、運営法人より招待状を送付させていただきます。

3 主な事業内容

- (1) 親子の居場所・交流の場の提供
- (2) 子育て相談
- (3) 子育て情報の提供
- (4) 利用者支援事業

4 整備地の選定理由

子育て家庭が多いなどで施設へのニーズが高く、利用が多く見込まれる地域であり、支援拠点のある上大岡エリア以外であること、交通至便で、区内遠方からもアクセスしやすい場所であること、支援拠点や港南区役所との連携がしやすい立地であることから当該物件を適するものとして選定しました。

自治会町内会をはじめとした地域関係団体の皆様には、引き続き港南区の子育て支援の推進にお力添えをいただきたく、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

地域子育て支援拠点とは

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点で、利用登録のうえ、無料で利用いただける施設です。

地域で子育て支援に関わる方のために研修会なども実施しています。
市内18区に1か所ずつ設置しています。

★港南区地域子育て支援拠点「はっち」

住 所：港南区日野 2-4-6

開館日時：火～土 9時30分～16時

運営法人：特定非営利活動法人ちゅーりっぷ（協働委託契約）

※サテライトは、既存の地域子育て支援拠点と一体的に運営します。



【サテライト案内図】

港南区港南台3丁目1-2 イオンフードスタイル港南台店



JR 港南台駅 1分

港南区の親子の居場所

○親と子のつどいの広場（横浜市補助事業）

広場名	住所	交通
ちゅーりっぷカフェ	東永谷 1-18-18	京急線・市営地下鉄線上大岡駅から京急バス10分 バス停「桜台」下車徒歩5分
子育てのいえわっ！ふる	港南台 5-11-16	JR線港南台駅から徒歩10分
ひろば「おひさま」	上大岡東 1-7-14 ステイツ 21・201号	京急線・市営地下鉄線上大岡駅から徒歩5分
ちゅーりっぷパーク	丸山台 1-2-1 京急シティ上永谷Lウイング2階	市営地下鉄上永谷駅から徒歩0分
おやこひろばととと	芹が谷 1-12-14 第三森ビル 201	京急線・市営地下鉄線上大岡駅からバス15分 バス停「芹が谷」下車徒歩1分

○子育て支援者会場（横浜市事業）

子どもを遊ばせながら、子育て経験のある「子育て支援者」に子育ての相談もできます。

会 場	開催曜日	会 場	開催曜日
ウィリング横浜 9階 和室	月	野庭地区センター プレイルーム	木
上永谷コミュニティハウス 永谷中学校内多目的室	月	東永谷地区センター プレイルーム	金
永谷地区センター プレイルーム	火	港南台北公園集会所みやがや	金
日野南地域ケアプラザ 多目的ルーム	火	日限山地域ケアプラザ 2階多目的ホール	金
日下地域ケアプラザ ボランティアルーム	水	上永谷駅前地域ケアプラザ 多目的室	水
下永谷地域ケアプラザ ボランティアコーナー	木		

各会場とも午前中に週1回開催 原則：午前10時から12時まで

お問合せ こども家庭支援課 電話 847-8410



こなちゃん通信 第4号



「港南ひまわりプラン(港南区地域福祉保健計画)」の第5期計画策定に向けた取組や第4期計画の推進に関するさまざまな情報をお届けします。

港南ひまわりプラン推進キャラクター「こなちゃん」

第5期区計画の策定に向けた11~12月の取組を2つ紹介します

11月6日

令和6年度 第2回 港南区地域福祉保健推進協議会

連合町内会長連絡協議会をはじめ、民生委員児童委員連絡協議会や保健活動推進員会、地区社会福祉協議会分科会など、さまざまな組織・団体の代表者が集まり、「第5期港南ひまわりプラン」の策定に向けた方向性・考え方について意見交換を行いました。

第4期計画(今の計画)は、これ!



【基本理念】

ふだんのくらしをしあわせに

【目標】

一人ひとりがつながり、見守り・支えあえるまちをみんなで育てる

【4つのアクション】

知る つながる
支えあう
できることをやる

【12の取組】

ホームページでチェック
してみてください!



■基本理念の考え方に関する主な意見

- 理念は第1期計画から変わらず継承されており、覚えている人も多い。
- 分かりやすい表現なので、これからも継承していきたい。



■目標の考え方に関する主な意見

- 計画をより身近に感じられるような表現で示していけると良い。
- 高齢者だから、障害者だからと分け隔てることなく、さまざまな人が交わって地域づくりを進めていけるような目標でありたい。



■目標達成に向けたテーマ

(4つのアクション・12の取組)の

考え方に関する主な意見

- 今年、子どもゆめワールドでバーチャルの世界でもお祭りを体験できるようになったのは、とても素晴らしい。地域のさまざまな活動に「誰もが参加できる」港南区を目指したい。
- 第4期計画(今の計画)の4つのアクションは、とても分かりやすく、実践しやすいので、次の計画にも継承してほしい。
- 仲間づくりから活動が広がっていく、そんな港南区にしていきたい。
- 見知らぬ人に対して何かアクションをするのは難しい。あいさつなど日頃のコミュニケーションから、まずは知り合いになることが必要。



裏面も見てね!

12月21日

ちやお

港南ひまわりプランの意見交換会 **しゃべっCiao** ♪❤

未就学児から90歳代の方まで、区内在住・在勤・在学の55名に加え、港南区内の地域ケアプラザ・港南区社会福祉協議会・港南区役所の職員など総勢73名が集い、8つのグループに分かれ、3つのテーマで意見交換を行いました。



テーマ1

港南区やあなたの暮らす地域で、良いところ（住みやすいところ）と改善が必要だと思うところは？

【良いところ】

- バス路線も多く、交通の便が良い
- あいさつや声を掛け合える
- 緑が多く、自然豊かな環境
- 地域活動に積極的な人が多い

【改善が必要だと思うところ】

- 子どもが遊べる公園が少ない
- 地域行事が減っている
- 多世代交流できる場があると良い
- 坂道が多く狭い箇所もあり、場所によっては交通の便が悪い



区長さん！
区役所にアイス屋さんがあると
いいな（*^^*）



テーマ2

困りごとを抱える人・孤立する人が増える地域社会、気になる人はいますか？

- 一人で暮らしている高齢者
- SNSでトラブルになってしまう中学生や高校生
- 通院や買い物に困っている人
- 高齢の親と成人の子どもの子どもの世帯（いわゆる8050問題）

テーマ3

人と人とのつながりをつくるのが大切な地域社会、どのように「つながり」をつくったらよいでしょう？

- あいさつを大切にする
- 多世代が気軽に参加できるイベントを増やす
- 得意なことを生かせる場をつくる
- 子どもが企画したイベントを開催する



ありがとうございました

皆さんからいただいたご意見やキーワード等を踏まえ、第5期計画の策定を進めていきます！

次号予告

2/19(水)の午後に「第3回 地域福祉保健推進協議会」が開催されました！その様子は次号でお知らせします。

発行：港南区福祉保健課事業企画担当

〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10

電話：045-847-8441 / FAX：045-846-5981